

丹波市多文化共生推進基本方針（仮称）の策定について

1 方針策定の趣旨

近年、日本で就労する外国人の数が増えており、丹波市においても外国籍市民の数が 증가しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に外国籍市民の数が微減傾向となりましたが、長期的には増加傾向にあり、今後もこの傾向が続いていくものと見込まれます。

丹波市においては、令和5年3月末時点で、33カ国、1,104人（人口比約2%）の外国籍市民の方が生活しておられます。特に特定技能など市内の企業で働く外国籍市民の方が増加している状況にあり、今後、さらに増加が見込まれる外国籍市民等の定住化に対応し、様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができるよう、また、外国籍市民等が地域社会に参画し、多様な担い手として活躍できる多文化共生社会を実現するための取組を推進するため、「丹波市多文化共生推進基本方針（仮称）」を策定します。

【多文化共生とは】

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書より）

【外国籍市民等について】

外国籍の市民、外国にルーツをもつ市民を「外国籍市民等」と記載しています。

2 方針策定の背景

外国籍市民等に接する機会が増えている中、各部署において、自動翻訳機の配備や市ホームページ、ごみ分別・収集カレンダー、防災マップ、子育て支援サイトの多言語化など個別に行政サービスに努めていますが、外国籍市民等の支援に関する施策や地域の多文化共生をすすめる具体的な方向性は定まっておらず、また、多文化共生施策等に関する情報共有や関係者の連携体制が十分に整っていないことから、多文化共生を進める体系的な方針策定が必要と考えています。

3 方針の名称

丹波市多文化共生推進基本方針（仮称）

4 方針の位置づけ

本方針は、「丹波市自治基本条例」の理念に基づき、「丹波市総合計画」を上位計画として、「第3次丹波市人権施策基本方針」、その他既存の関連計画と整合した本市の多文化共生施策の基本方針となります。また、国の「地域における多文化共生推進プラン」や県の「ひょうご多文化共生社会推進指針」を踏まえたものとなります。

5 策定の進め方

- （1）本方針は、庁内の関連部局で構成する多文化共生施策庁内検討会議を設置し、市の多文化共生施策の取組状況や現状の課題等を整理し、策定します。

また、策定にあたっては、外国籍市民、有識者、関係団体等を構成員とした多文化共生推進懇話会（仮）を設置し、意見を聴取します。

- (2) 日本国籍市民・外国籍市民・市内の事業所等を対象としたアンケート、パブリックコメント、関係団体へのヒアリングを実施し、意見聴取します。

6 方針の期間

方針期間を定めず、社会情勢や国の動向も注視しながら、必要に応じ方針の見直しを行います。

7 策定にあたっての基本的な視点

- (1) 外国籍市民等を含めた全ての市民一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現をめざします。【外国人の人権】
- (2) 外国籍市民等が安全に安心して暮らせるよう、言語、文化、習慣等の違いに配慮しながら、生活環境の基盤を整備します。【生活支援】
- (3) 外国籍市民等が「生活者」として日常生活及び社会生活を共に営むことができる環境を整備するとともに、日本語教育を推進します。【コミュニケーション支援】
- (4) 外国籍市民等を「丹波市を支える人財」として捉え、外国籍市民等の主体的な地域社会（自治会活動、防災活動等）への参画を支援するとともに、市民の多文化共生意識の啓発・醸成に努めます。【地域における多文化共生の推進】

8 策定の体制

- (1) 多文化共生施策庁内検討会議
- (2) 多文化共生推進懇話会（仮）
- (3) 市民等の意見反映（関連団体ヒアリング、アンケート、パブリックコメントの実施）

9 スケジュール

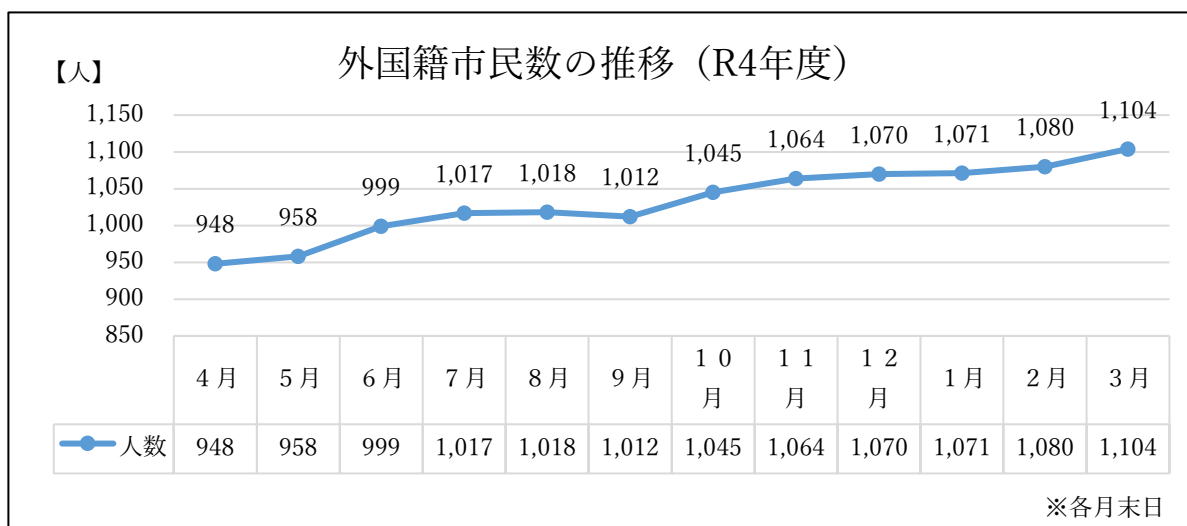
	令和5年度			令和6年度			
	R5.8～	R5.10～	R6.1～	R6.4～	R6.7～	R6.10～	R7.1
【主たる内容】	現状の課題等整理		素案検討・策定		原案検討・策定		方針策定
【議会報告】			●			●	
【庁内検討会議】	●		●	●		●	
【懇話会】				●	●	●	●
【市民等の意見反映】							
・アンケート(事業所等)		→					
・アンケート (外国人・日本人)		→					
・関連団体ヒアリング	→						
・パブリックコメント							→

丹波市の外国籍市民数等について

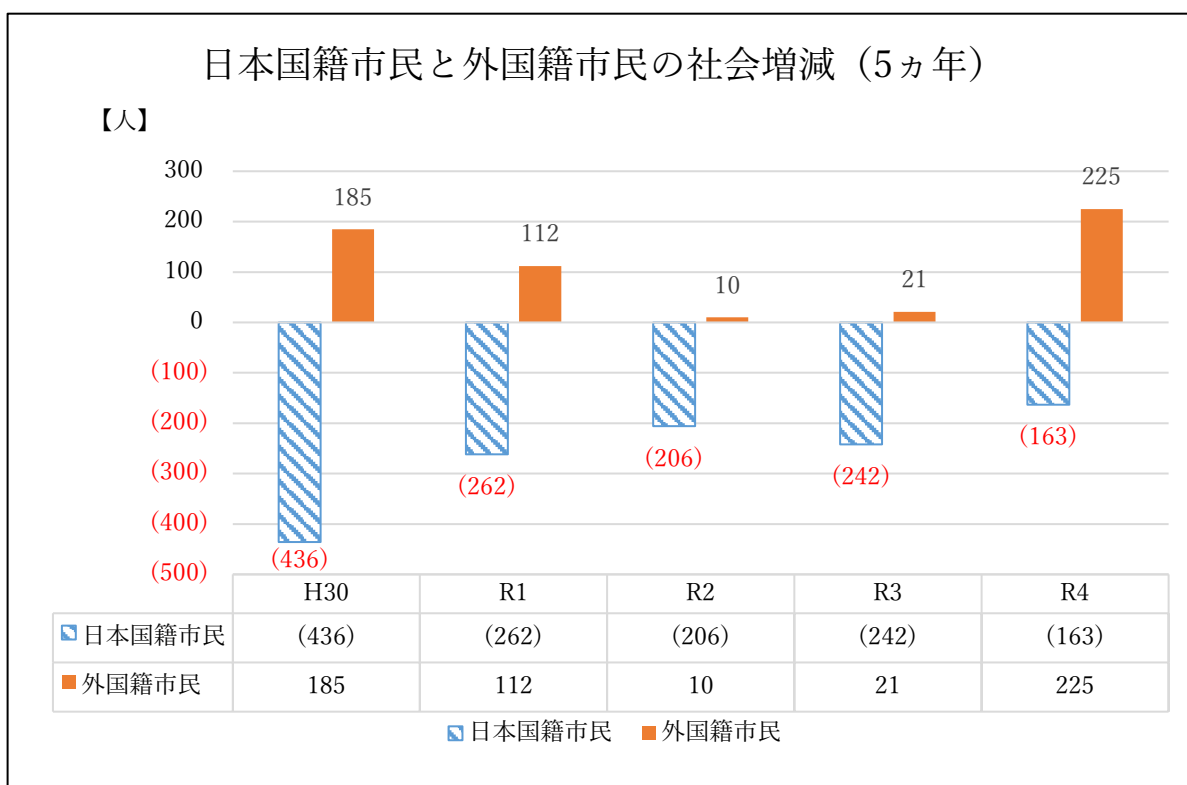
1 外国籍市民総数及び国籍種類（経年）

	H25 年 3 月 末	H30 年 3 月 末	R5 年 3 月 末
人 数	666 人	827 人	1,104 人
国籍種類	34 カ国	28 カ国	33 カ国

(1) 外国籍市民数の推移



(2) 日本国籍市民と外国籍市民の社会増減



2 国籍別人数（経年）

	H25 年 3 月末	H30. 3 月末時点	R5 年 3 月末	増減（H25→R5）
中 国	330 人	254 人	137 人	▲193 人
ブ ラ ジ ル	98 人	88 人	74 人	▲24 人
フィリピン	93 人	87 人	143 人	50 人
韓国・朝鮮	68 人	61 人	59 人	▲9 人
インドネシア	14 人	11 人	34 人	20 人
米 国	11 人	11 人	18 人	7 人
ベ ト ナ ム	19 人	260 人	483 人	464 人
タ イ	1 人	2 人	14 人	13 人
ミャンマー	0 人	11 人	61 人	61 人
そ の 他	32 人	42 人	81 人	49 人
合 計	666 人	827 人	1,104 人	438 人

3 在留資格別人数（経年）

	R2 年 6 月末	R3 年 6 月末	R5 年 3 月末	増減（R2→R5）
永 住 者	178 人	187 人	199 人	21 人
技 能 実 習	430 人	340 人	315 人	▲115 人
技術・人文知識・ 国 際 交 流	127 人	122 人	185 人	58 人
定 住 者	66 人	71 人	62 人	▲4 人
家 族 滞 在	39 人	37 人	71 人	32 人
日本人の配偶者等	45 人	49 人	57 人	12 人
特 定 活 動	31 人	66 人	50 人	19 人
特 定 技 能	0 人	1 人	82 人	82 人
技 能	10 人	10 人	11 人	1 人
教 育	9 人	6 人	12 人	3 人
介 護	0 人	4 人	3 人	3 人
特 別 永 住 者	47 人	49 人	47 人	0 人
そ の 他	7 人	7 人	10 人	3 人
合 計	989 人	949 人	1,104 人	115 人

【出典】

1、1－（1）、2、3・・・住民基本台帳（市民課からデータ提供）
1－（2）・・・推計人口（兵庫県 HP から）